

いじめ防止基本方針

東広島市立原小学校

1 基本的な考え方

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、人として決して許される行為ではない。」との認識に立ち、学校、家庭、地域が一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。とりわけ、未然防止につながる「いじめを生まない土壌づくり」を学校の教育活動全体で全ての教職員が日々実践する。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点をポイントとし取り組む。

- ① いじめを生まない土壌づくり、いじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、関係機関や専門家と連携し、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携し、いじめの解決と事後指導にあたる。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

3 いじめの未然防止のための取組

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的態度、ひやかしやからかいがいじめにも発展する。まず、教師一人一人が分かりやすい授業づくりを行い、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを工夫し、基礎・基本となる学力の定着を図る。各学級においては、児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高めるため、活躍できる場やよさが認められる活動を設定する。道徳の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」「見て見ぬふりをするのはいじめに加担していることになる」という認識を持つよう、教育活動全体を通じて随時指導していくとともに、思いやりや感謝の気持ちを高める教育活動を進める。

(1) 学力定着のための授業づくりの工夫

教師一人一人の授業力を高めるため、年間を通じて、理論研修、授業研究を実施する。

(2) 一人一人が活躍できる学級活動

各学級で、児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高めるため、活躍できる場やよさが認められる活動を設定する。

(3) 命の大切さを学ぶ学習

11月に道徳参観日を設け、全ての学級で「命の大切さ」をテーマとした道徳の授業を行う。また、本校の臨海実習で溺死した教員と児童が弔意を表す献花祭において、命の大切さについての指導を行う。

(4) 思いやりや感謝の気持ちを高める教育活動

- ① 縦割班活動
- ② あいサポート学習
- ③ 交通指導員さん感謝の会

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見が難しいため、意図的に実態把握を行い、早期発見に努める。

(1) 実態把握，早期発見

- ① 全教職員で児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行う。気になる児童がいた場合は，速やかに校長，教頭，学級担任，養護教諭等へ連絡・報告し，情報を共有する。
- ② いじめアンケートの実施
いじめアンケートを年2回実施し，児童の悩みや人間関係を把握し，いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ③ アセスメントの実施
アセスメント（学校生活児童把握アンケート）を年2回実施し，学級内の人間関係等を把握し，各学級でお互いに認め合い，助け合う学級風土を醸成する。
- ④ なんでも相談日
毎月第3火曜日を「なんでも相談日」とし，悩みを抱える児童は心のサポーターに自由に相談することができるようにする。

(2) 早期解決

- ① いじめを発見した時には，学級担任だけで抱え込むのではなく，全教職員で情報を共有し，対応方法を協議した上で解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い，事実を確認した後，いじめられている児童の立場を最優先に考えて指導にあたる。同時に，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童にも，見て見ぬふりをするのはいじめているのと同じであるということ。を指導する。
- ④ いじめられている児童の心を癒すため，養護教諭や心のサポーターと連携しながら指導を行う。

(3) 家庭や地域，関係機関との連携

- ① いじめ問題が起きたときは，家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係等の情報を集め，指導に生かす。
- ② 教員や親に話ができないような状況があれば，「いのちの電話」等，いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

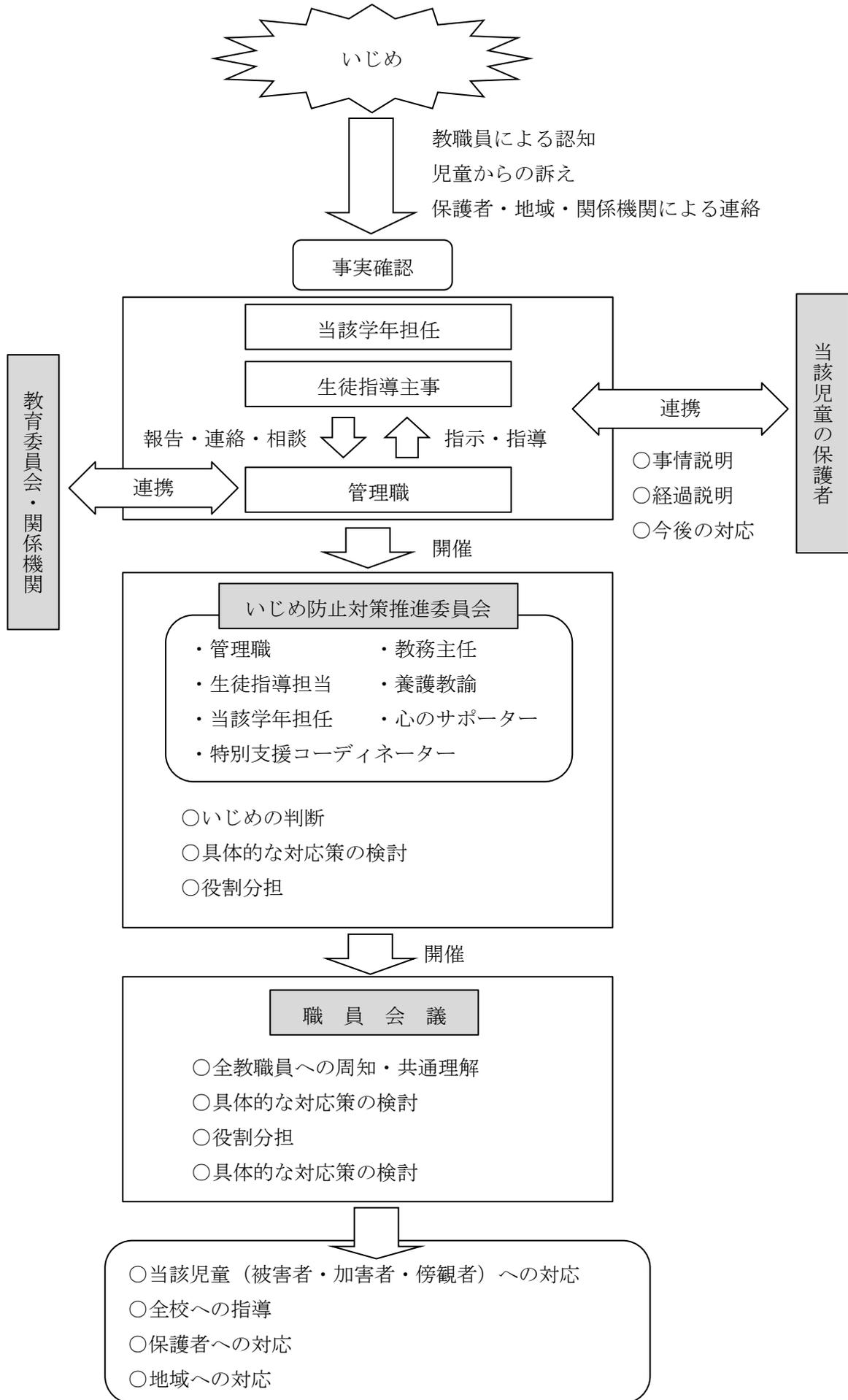
(1) 「生徒指導・特別支援推進委員会」

毎月1回，発達障害や課題を抱えている児童について，現状や今後の指導の方向性について情報交換及び協議を行う。

(2) 「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，管理職，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，該当学年担任，特別支援コーディネーター，心のサポーターを構成員とする「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

6 いじめ発生時の対応マニュアル



7 いじめ防止の年間計画

月	取組	学校行事等
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の確認 ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・就任式，始業式，入学式 ・交通安全教室 ・PTA 総会 ・参観懇談 ・お迎え遠足 ・個人懇談
5	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○八本松中学校区連（生徒指導部会） ○心のサポーターとの連携 ○学校生活児童実態把握アンケート実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・修学旅行
6	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 ○いじめに関するアンケート①（児童・保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール開き ・参観懇談
7	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○献花祭 ○八本松中学校区連（生徒指導部会） ○心のサポーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談
8	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内陸上記録会 ・参観懇談 ・野外活動
10	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・市陸上記録会
11	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 ○学校生活児童実態把握アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ行こう週間 ・学習発表会
12	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○八本松中学校区連（生徒指導部会） ○心のサポーターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・持久走大会
1	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 ○いじめに関するアンケート②（児童・保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観懇談
2	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○八本松中学校区連（生徒指導部会） ○心のサポーターとの連携 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・不祥事防止委員会 ○生徒指導・特別支援推進委員会 ○心のサポーターとの連携 ○交通指導員さん感謝の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・六年生を送る会 ・参観懇談 ・卒業式 ・修了式，離任式